囲春日誌

貳

特別
イ4
1919
94

176386

[illegible]年一月

元旦

[illegible]、けさは雨戸の一あくを[illegible]
[illegible]一切を[illegible]
[illegible]元年の[illegible]を[illegible]
[illegible]
いやさんぬ[illegible]元日の式[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]二杯を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]餅も一杯ならば
[illegible]

38- 8910

東京帝國大學

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

田(冨)中松堂もまた行くと問くに成る程我子を持ち[illegible]

[illegible]

[illegible]

(又、[illegible]の徳育論を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]、九時ごろ就寝、鎮咳剤をきらして困ると
しめ咳を少しかけたるも眠をうし新聞ひろ[illegible]
まどろむともなく明かす

三日

[illegible]
[illegible]
[illegible]

行き合の船の高さまで浪打ち寄せ、多くは
自分達と詢と然れども、金を捨て命を以て本国を物し
つゝ、ようやく佐田氏を伴ひ、初島を過ぎんと
すれども、なかなか説しめがたく、佐田氏を行府の
他の準備をそのひとりに委ね、一行佐田氏を妻の母
屋中久外一人を残さゝ、ようやく踏みきぬ海
上は多くの風あんとして、越前の船、
用意をし船出せ
上品をすゝめ猛風なるを恐れ、船頭を惰使せ、初
島をむこの里のふもと迄
時は迫つきぬ、船出せ
行き合の船の高さまで浪打ち寄せ、多くは
自分達と詢と然れども、金を捨て命を以て本国を物し
つゝ、ようやく佐田氏を伴ひ、初島を過ぎんと
すれども、なかなか説しめがたく、佐田氏を行府の
他の準備をそのひとりに委ね、一行佐田氏を妻の母
屋中久外一人を残さゝ、ようやく踏みきぬ海
上は多くの風あんとして、越前の船、
用意をし船出せ
上品をすゝめ猛風なるを恐れ、船頭を惰使せ、初
島をむこの里のふもと迄
時は迫つきぬ、船出せ

[illegible]初島をハツキの略語とし
又慧剣二あり一を真弱寺と云ひ一を真性寺と云ふ
昔同寺に学校の所ありて島民の生徒とする清名
あり正和の頃船島の所迄を過ぎたる光京地の
をなす飲料とする人家をなす改路を登り
八一町立洞の平地を出づ元島民の耕地なれども満田光
く麦隴[illegible]地味[illegible]肥[illegible]
[illegible]島[illegible]の大耕地なれども耕地のよく届き
[illegible]一驚を喫し[illegible]錦畫[illegible]舊田
数九千三百三斗五升、又別三十四町九反四畝八歩、地[illegible]
[illegible]四万九十二円六十銭、地租金三十七円[illegible]

船況の後[illegible]
分の所[illegible]
半清[illegible]
[illegible]初編代[illegible]
の嶋民の子[illegible]
うすと、法[illegible]の松林をケットとなさ行府[illegible]
いて午登を[illegible]
船[illegible]帆を[illegible]
[illegible]風を[illegible]錦浦を[illegible]
て吹[illegible]
錦浦[illegible]

へしことなれども此我国の名所の流れの分離
船をもいうべきなれども野辺の草花の傳授あり
[illegible]
加島なる所仙隠敵を蔡ひ花を拾ひあくまたる
閑花の部を書義を鳴日の海をゆきしぶ
ぬるもあちらこちら書をしたるを[illegible]
隠敵を蔡ひ[illegible]の花も点書画の
のと変なる[illegible]
陸奥なる大地地位の部あるもの位をもって
さる歌
此島なる古風の[illegible]

南宗六月なる[illegible]
又三月なる七十四日別石の規格を固守し[illegible]の
内庭を株を設け米を入れ月[illegible]のときも[illegible]
戒猪方を[illegible]
[illegible]
内人[illegible]
[illegible]

丙

丙[illegible]朝[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

しつてをもしに是三第四の記事は流筆の苦笑矣一の図
文字の如きは[illegible]の勇者矣、江部屋のもと西洋板板務所
活海（行色図版板務所
者寄）一冊をあらはす、[illegible]
[illegible]時の記事、何れもうつしの新[illegible]

六

時時、[illegible]を訪ふ、毎人お[illegible]鉄
獅子山、[illegible]寺[illegible]
[illegible]活海しの物[illegible]
武[illegible]を[illegible]
を[illegible]十六年也乃ち十四年一作を[illegible]

七

朝[illegible]
[illegible]
[illegible]
中[illegible]
活[illegible]羅馬[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
し[illegible]

於事面あるこ

八月

雨霧風雲の氣温六十七度（百分の）前後異に推量
をしたることを四五枚過て氏を得たる諸仏中一切のこと
人まこと伝教伊勢守殿ゆ流を授て、必高伝教氏
欲語て伝教もこを云ゴ、をあくこと域たることを
内の財産を讒財の法を為ることを、荘厳の
失家紙をもまき内を掃て主を出て主中と
数年四氏伝教氏法門を学て、内人の書を授て、内
主内保利の書を授し来て、山田書長の書を授す

訪問の授文法を実法年法を、内人の書を集て、教
主年書あるこ、主を知ると伝て寝ると入る

九月

天氣晴穏、氣温四十度、朝食後散策あるを
法華を小法相判の指導を法論することを
問て、夕食て、夕食て天氣穏と清明、深夜十度の
元日度もまこと大年の経歴語をこと
主、所を論を教来して内て、栗を主を
秋をも内久一郎和の茂を伝も小田と出て
主を拝し来る主と、熱海教読を主して

夕陽の色、清玄の古風行藤を生み雄姿を獲ることを
待ち兼ねて、八幡宮の文を、芳賀矢一の四文字史を淡
古、こんなものを加へて、而して合して清せしめ、要を摘
み、好き興味あるを魅古の代を偲ぶことを物語る

十〇

快晴、朝起床、庭園を散歩す、家族百を携へて
梅田に至る、ぶらぶらと歩まず、遠くから例の文字
語を多く含むことを思ひ、ふらふらと、梅
の上手の人、漸進の石橋を渡る、梅
園の美を尽くして、茶屋のあるを、しばしば立寄る

園の人々、ちらちらと歩しを或を立ち
のぶるを、流を行くを、言ふ、言ふ、言ふ
しを自然の言葉、流れ、柳、境内
ふる岐阜を後にして、どこ、ちらこ、光琳
風の風、ちらこを而して、伝して、潺湲たる流と
天満宮を、耳を洗つて、西門を、乗り、なき
乗、松、梅、を、天満、ひぐらけん、枝頭
チラホラと、咲き、梅、枝を、切つて、風、鶯、
ちらこを、山王、初、梅、梅、生

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十三日

[illegible]

十四日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十三日の夕、[illegible]紙[illegible]紙[illegible]を[illegible]
八月中と決定し[illegible]と、八月を減ぜられの事也、
後を交代式目録の印捺を高らし事[illegible]、[illegible]
[illegible]数策[illegible]、[illegible]氏[illegible]佛教[illegible]外二書を[illegible]
[illegible]おくこと、教[illegible]後[illegible]醫を招いて治療
[illegible]、[illegible]腸加[illegible]也[illegible]
教[illegible]を[illegible]、[illegible]納堂の大乗[illegible]を[illegible]寢[illegible]

十二日

[illegible]、[illegible]田尾[illegible]氏[illegible]を[illegible]
碎[illegible]八[illegible]印氏の書を[illegible]、教[illegible]二三枚をうつし[illegible]

[illegible]

[illegible]ば[illegible]教策を減じ、[illegible]
[illegible]下[illegible]の紙[illegible]
[illegible]新[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七

時、義経七歳の年、五十六年、風雨、今朝微雪あり、
十時ばかり風激しく吹き、外出を止む、閉戸終日
を事とす、夕方に及び脇戸四後方、
[illegible]数条出金の為に行く能わず、閉戸六条
[illegible]書を[illegible]、南[illegible]
[illegible]八の冊[illegible]冊[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十八

時時風雪、義経五十八歳、朝長[illegible]
[illegible]市内を散策し、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

少年より[illegible]を深く[illegible]分とせり[illegible]梅園を作る、
[illegible]元七年[illegible]八月[illegible]閑き清香人を[illegible]俗氣なし
一東帰す、[illegible]年欲[illegible]秋を入る氣[illegible]快活を[illegible]ふ

十七日

[illegible]五十[illegible]時天[illegible]二十[illegible]の人[illegible]
手[illegible]ふ[illegible]玩[illegible]を[illegible]、[illegible]を[illegible]
[illegible]、[illegible]を[illegible]、「閑[illegible]」八[illegible]
を[illegible]十二[illegible]、[illegible]
[illegible]蒙[illegible]鍼[illegible]を[illegible]又[illegible]
二[illegible]を購[illegible]梅[illegible]を[illegible]の[illegible]

世[illegible]の[illegible]秋[illegible]の柳[illegible]
[illegible]ば四[illegible]

念の

時[illegible]の[illegible]の墨[illegible]
[illegible]現[illegible]を[illegible]「閑[illegible]」を
[illegible]を[illegible]印の[illegible]
[illegible]を[illegible]年[illegible]
[illegible]を[illegible]、[illegible]
[illegible]世、[illegible]
[illegible]山の手
の[illegible]火を[illegible]

鎮火す

金百

時に寒中氣候温暖なり、なるに大寒に命ずるに入る、子和閑等を考へ、今年秋冬しるしなき如きあるを
[illegible]人なる俗数を数へ[illegible]
二駅出来一を雲文物事綿印[illegible]
[illegible]
業績を[illegible]
天[illegible]
快の[illegible]

[illegible]二三の

書[illegible]
家[illegible]
[illegible]十四[illegible]

金二百

兩国の[illegible]雪を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

念三日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ろ婦へる古銭の目録を作る則第十ろ取まめ
ゝて長物を生ず、寛政磯部八郎右衛門高茂ら
氏島為級し筑を移し来る志道右衛門の
性ろ分ろし来る、

会津

時、藩屋敷を所四十四名也、意安をひめ事業を聽
く、兼て説く所ろ仕ろ分の者ろ藩主、性の作ま
氏ろ年数ろ、作表伊地氏ら書を校して詩歌ろを拓
ろ、高伊の産ろ、意産ろ也、高元ろ仕節を
辺ろ、閑事をろし、ろ清ろ、ゝろ元ろ也ろ

三ツ計花をすゞく、机
ろ載せ、ろ記し、ろ幕の名也、性の也ゝ辺
本を作ろし印ろ言教史考（姉崎正治）和者
ろ、ろ産敬策例ゝ骨芽、衣ゝ入、生花を異
ろ、杉率一本流、寛政元形長ゝ也、性ろ大流ゝ
来ろ十ろ物作花ゝ教ゝ年ゝ、長形ゝ金ゝ形ろ
芸者ゝ性ろ伝道也、内人ゝ性、高ゝ、ゝろ四
飯ろ内ろ角ゝ井ゝ性ゝ、ゝ四長ゝ
ゝ長ゝ、杉ゝし且ゝ市ゝ出ゝ、ゝ長ゝ
七ゝ流ろ

令十四

時、氣温四十四度（摂氏）にあり、平
人多病にて、家々時の流行病にて、首尾を
多くす、一昨日狂犬に咬まれ、又五日土蔵の西隅
に穴を掘りしとあり、又五日土蔵の西隅
掘り、古時の物の出でたるを報ず、内
人、寒を無し、手足の頭痛を感ずる者多し、
家々に於ても頭痛を感ず、脚部を冒す者多く
疾咳の出でたるもの多し、異物なれども抵
し行、後後を不得ふ、カタ、荒れたるもの、千枚板平
と数条ず元量を雪掃除あるべしとの命あり

令十五

時、氣温七十四度、伊藤伊助、本月廿六日
二月廿日、当地の届を添付、名主一名迄報
ず、加治川瀬踏五四、原石花を
所に出る、沒多四、黄石
直、時、手元、
ず、家来、
所来、一名ひしぎ二
名

令十六

[illegible]

[illegible]

[illegible]

過ぐ。和書を見るに、大磯を熱海に比し、湯分十分位の
事あらんと想像せしに、さまでまれの美を無しとて、
[illegible]
義論を捨てつくけて問を書く、

念力

天氣佳、朝の氣温熱海に比して大差なし、二湯の
樣なれども稍低くして海辺に散在する漁家、
今年は漁多く、漁船帆を
揚げて海辺に高く山に充満の由なり、
色々、特に明るく爽快を覚ゆ、赤壁四方の風物を見る

東京帝國大學

如き、ライン上の茶屋、邯鄲の夢を論ずる能を解する譬を
漫然、[illegible]一日の内人須臾、盈を抱くを平常、[illegible]北山
清花明り熱海、[illegible]
[illegible]

三十日

情態、別条[illegible]
[illegible]
三年間、人車一輪
熱海絶景と富、四季[illegible]
[illegible]

[illegible]

起きて文政大隅出火能のあるを見て旅館を人
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三十一日

朝来微雨あり、乳母逗留十八日、坊間逗留を佛書
数部を送る、[illegible]の保姆を清四郎に十
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一日本佛教一覽論　村上[illegible]著
一大乘起信論和解　[illegible]
一善悪標準　寺田福寿
一因果理法論　村上[illegible]著
一佛教大意　雲照
一佛教法論　三冊
一通俗佛教要領　[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

二月

一日

晴、朝氣温六十二度、昨夜病略ゝ癒の咳嗽未だ止まざるも、夫を以て筑紫に帰るべき日なれば、[illegible]の用意をなし、[illegible]の用意を終り、[illegible]の用意を終り、[illegible]の用意を終り

時、朝氣臣五十歳、咽喉の疼痛（略治）を患ひ、主印
醫吉氏と動脈を按ず、閑者を薬し因果理法論を演
ひ、ずらを清ずるを法とす、氣月時
うれんげ大いなる一の毒を一服の加味を薬ずるに、毒
も薬と寵を分ず、薬を新鮮ず、金を氣の
ようしうを書るも薬し、必ずを戦んを多湯ずる
ず、於ずを風を薬を毒ずるを主ずを大湯ずを又ず火
をもし寺外一戸端をず

時、氣臣四十歳、高春宇郎、実京年祝の書を後
ず、文三度分の薬を閲し、黄色を赤と示ずを年
書ずを、ずを過氏を口を後面火をおくを年ず、
閑者」を者ずをずを清ず、氣を陽氣臣時
とずを氏を於薬を祝、医河法ず年診、口を後面
丈を後を、を水分時氏又立氏和を失火ず
本氏を鈴ずを結火

氣を氏臣四十六歳、雪ケうを陽を出ず、咽喉の
疼痛金の氣月も時疼くなるうをし、毒中

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しを京の政府地方官の大交渉を行ふ所なりと
雖ども、其間遂に出作論文を載せざる
旅行を終らず、獨逸を発ます、居留者を始め
政書記を紀十郎とす、午後拝謁を敬東宮
上殿賀豊者を遣はす、帰途の南山邸
を訪へども不在、拝謁の全と能く言生
まるも法なも出発伊藤氏面を訪ふ、又毎と年
ふ翌朝銀行拝謁の由昨日銀行を約す、

十日

晴、[illegible]五十度、朝食後拝謁の出発を定む

東京帝國大學

轉して作蔵伊藤氏を訪ひ同伴伊藤氏
を訪ふ、出出未来海の清化を観物を訪
ふ、同氏十時半ふの人なる、例を依
獨逸を発し洲を発ふ、楠本正隆氏遠藤の第四
を訪ふ、陸奥氏に書を寄せ出出を内
人の書を出す、午後散策す拝謁を宮を信伴を
宮に轉じ宴を宮を信伴を
患邸出の為に時五ふ過ぎ
の罷紙表平を面を出し来る、

十一日

壽山石一枚 文曰陽春樓印

松年居士

時、永徳元年四十六歳、猶後を慕ふ、内人に書こ
ばせ、仏書三部を送る、内人に書かせ、久須
美東馬を筆子に書写
おくる、内人書出し、一日内人書出し、三輪潤
郎の和書を無つの、貴華殿後生を閉合
まるを仕供き欲、古銅の水滴を婦人供に用ひ、坂
西山峯の細書を無つくし西年の庵状を報ず、物ゝ
求作を接ず、今日紀元節

十二月

時、朔十日永徳四十年、猶後を慕し十日を定ム

時、朔日永徳四十年、刻鍼を以て利査ず、貴華殿
書を送らし来る、接ず、伊勢参詣
[illegible]連山の西帳を婦人供に用ひ、接賀を
参り来る、岩文迂を元青木氏[illegible]名文迂、文士
迂山に師京師人竹巷の義又の義子の西、
生ずる日の教業、猶後を慕ひ、書状を送
ず、度教業、猶後を慕し、詩を送る、勝間田
氏を来書ず、迂庵二首を示す曰く
半月清波一滴秋、翩翩旅鶴問時、名来
秋会人必仏、鶴来因縁皮に因、蓮の海天
黙供翼、七江寺の西帰舟来朝依然

風雲夢霞何没是如掌
法華寺揚貴妃墨色寅化之節
松平陸奥揚　稿
甲斐名山面如在名家於江上得其生人
間煩惱銷除尽一拍雲立石八幡
近衛子爵令嬢
市嶋久蔵正　鐵梁稿
厚猫田舌板伊勢物語本のことをしおるる
侍ぬをとめとなるつきなみの一後七夕わしく
ましとなるう加也

十二月

桑港雨ふりて新聞紙数千部、微し偏頗
論を学ぶ、多くの政治紙を重文とする記事を掲ぐ
曰く政府は此十日の御誓文を於て首相を貴族院の外
り衆議院に日英同盟條約の全文を朗読数発
表事後を指手を以て祝し、傍ら外交上
我国是のことを中人英日清の間事能を四年或
り政府の方策英指揮高の如くとも漸やく明白の
為を応ずる施措を見ること、要するに満足すべきの
候位なるを信ずる、而して今日英の同盟を見る是
ルを英の有論なる英国の為めの祝

日英同盟の全文

日本國政府及び大不列顛國政府は偏に極東に於て現狀及全局の平和を維持することを希望し且清帝國及韓帝國の獨立と領土保全とを維持すること及び該二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得せしむることに關し特に利益關係を有するを以て茲に左の如く約定せり

第一條　兩締約國は相互に清國及韓國の獨立を承認したるを以て該二國孰れに於ても全然侵略的趨向に制せらるゝことなきを聲明す然れども兩締約國の特別なる利益に鑑み即ち其利益たる大不列顛國に取りては主として清國に關し又日本國に取りては其清國に於て有する利益に加ふるに韓國に於て政治上並に商業上及び工業上格段に利益を有するを以て兩締約國は若し右等利益にして別國の侵略的行動に因り若くは清國又は韓國に於て兩締約國孰れか其臣民の生命及び財産を保護する爲め干渉を要すべき騷擾の發生に因りて侵迫せられたる場合には兩締約國は孰れも該利益を擁護する爲め必要缺くべからざる措置を執り得べきことを承認す

第二條　若日本又は大不列顛國の一方が上記各自の利益を防護する上に於いて別國と戰端を開くに至りたる時は他の一方の締約國は嚴正中立を守り併て其同盟國に對して他國が交戰に加はるを妨ぐることに努むる可し

第三條　上記の場合に於て若し他の一國又は數國が該同盟國に對して交戰に加はる時は他の締約國は來りて援助を與へ協同戰鬪に當るべし媾和も亦該同盟國と相互合意の上に於て之を爲すべし

第四條　兩締約國は孰れも他の一方と協議を經ずして他國と上記の利益を害すべき別約を爲さざるべき事を約定す

第五條　日本國若くは大不列顛國に於て上記の利益が危殆に迫れりと認むる時は兩國政府は相互に充分に且つ隔意なく通告す可し

第六條　本協約は調印の日より直に實施し該期日より五ケ年間効力を有するものとす若し右五ケ年の終了に至る十二ケ月前に締約國の孰れよりも本協約を廢止するの意思を通告せざる時は本協約は締約國の一方が廢棄の意思を表示したる當日より一ケ年の終了に至るまでは引續き効力を有するものとす然れども右終了期日に至り同盟國の一方が現に交戰中なる時は本同盟は媾和結了に至る迄當然繼續するものとす

右證據として下名は各其政府より正當の任を受け之に記名調印するものなり

一千九百二年一月三十日龍動に於て本書二通を作る

大不列顛國駐劄日本皇帝陛下の特命全權公使林董印

大不列顛國皇帝陛下の外務大臣ランスダウン侯爵印

七さを得んと、[illegible]紙面[illegible]事を傳へ、[illegible]接[illegible]
する[illegible]を根源[illegible]に於て衆議院の決議(自)決し
こゝに解合を得ると、又[illegible]共体[illegible]兼て[illegible]
[illegible]の書を[illegible]書を[illegible]
月上旬[illegible]の件を伝[illegible]
[illegible]
して仏書を[illegible]

十四

雨霽、朝[illegible]五十[illegible]
[illegible]

年中[illegible]
今[illegible]
くして[illegible]
[illegible]

東京
原水爆禁止

以下全て

白　紙

三物藝術
新撰萬葉集
李逵黑宋